

学校法人広島文化学園  
女性活躍推進法に基づく【一般事業主行動計画】

学校法人広島文化学園は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで（4年間）

2. 目標

管理職に占める女性の割合に関して、25%以上を維持する

3. 取り組み内容・実施時期

- すべての職員に平等に研修機会を与える
- 管理職手前の職員を対象に、管理職養成等を目的とした研修等を実施する

令和4年～  
・外部研修の受講推進  
・管理職養成等を目的とした研修の実施

令和7年～  
・研修成果の把握・分析  
・次期目標の設定

4. 参考(計画外の目標)

常勤職員に占める女性の割合に関して40%以上を維持する